

水田活用の直接支払交付金

資料1

【令和2年度予算概算決定額 305,000 (296,079) 百万円】

＜対策のポイント＞

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、水田農業高収益化推進助成を新設し、支援します。

＜政策目標＞

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン [令和7年度まで]） ○ 飼料自給率の向上（40% [令和7年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで] ○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha [令和7年度まで]）

※（ ）内は令和元年度補正後予算額

＜事業の内容＞

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

3. 水田農業高収益化推進助成

- 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

※1：飼料用とうもろこしを含む

産地交付金

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※3	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

※3：3年以上の契約

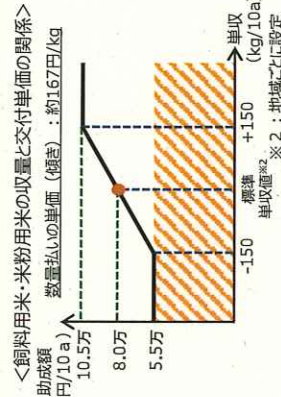
上記のほか、以下の取組について、拡大計画に基づき、年度当初に配分を行います。

- ① 転換作物拡大加算（1.5万円/10a）
地域農業再生協議会ごとに見て、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
- ② 高収益作物等拡大加算（3.0万円/10a）
地域農業再生協議会ごとに見て、主食用米が減少し、高収益作物等※4の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。
 - ① 高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a x 5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
 - ② 高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援※5。
 - ③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5：その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援



令和2年度における需要に応じた生産の推進策

【 令和元年度 】

① 転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)

・ 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

② 平成31年度緊急転換加算 (5千円/10a) (R1限り)

・ 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が30年度の面積より減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

③ 飼料用米・米粉用米の多収品種加算 (1.2万円/10a)

・ 多収品種の取組面積に応じて産地交付金を配分。

【 令和2年度 】

① 転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)

・ 地域の取組を直接反映し、**麦、大豆等の作付拡大**による水田フル活用を推進するため、**単位：都道府県→地域農業再生協議会**
 基準年：主食用米が減少し、転換作物の面積が元年度より拡大
 配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分 (10月→4月)。

(新規)

② 飼料用米・米粉用米の複数年契約加算 (1.2万円/10a)

・ より安定的な生産・供給にシフトするため、**(加算見直し)**
 多収品種加算を見直して複数年契約加算を創設し、インセンティブ付与。

③ 水田農業高収益化推進助成

(高収益作物:2.0万円/10a×5年間、子実用とうもろこし:1.0万円/10a)

・ 都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**(新規)**
 高収益作物、子実用とうもろこしを導入する産地を支援。

④ 高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)

・ 地域農業再生協議会ごとみにみて、主食用米が30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※の面積が更に拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

※高収益作物(園芸作物等)、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

④ 高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

・ 高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換を後押しするため、
 基準年：主食用米が減少し、高収益作物等の面積が元年度より拡大
 配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分 (10月→4月)。**(拡充)**

⑤ 麦、大豆等の作付拡大に取り組み産地へ産地交付金をシフト

・ 転換作物の作付実績を踏まえ、R2年度の当初配分に反映。**(新規)**

⑤ 産地交付金の県枠の設定

・ 当初配分の1割以上は、都道府県段階で支援内容を決定し、重点品目の単価を上乘せ。

⑥ 産地交付金の県枠の拡大

・ 当初配分に占める割合：1割以上→1.5割以上に拡大。**(運用見直し)**

水田農業の高収益化の推進

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。

<政策目標>

○水田における高収益作物の産地を500創設 [令和7年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 計画策定の支援

○産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援します。

2. 経営転換のインセンティブ付与

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。
 - ① 高収益作物定着促進支援 (2.0万円/10a×5年間) ※高収益作物：園芸作物等
高収益作物※の新たな導入面積に応じて支援 (②とセット)
 - ② 高収益作物畑地化支援 (10.5万円/10a・1回限り)
高収益作物による畑地化の取組を支援
 - ③ 子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a)
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援

3. 生産基盤の整備

- ① 基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分します。
- ② 畑地化・汎用化を促進するため、高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合に、受益面積要件を現行の20haから5haまで緩和し、農業者の費用負担を支援する仕組みを導入します。

4. 技術・機械等の導入支援

- ① 園芸作物の本格的な導入に必要となる取組（栽培技術の実証、収穫機などの機械のリース導入等や、産地基幹施設（貯蔵施設など）の整備）を支援します。
- ② 水田の畑・樹園地転換を通じて、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。
- ③ 子実用とうもろこしの生産利用体系の構築に向けた実証の取組を支援します。

[お問い合わせ先]

生産局園芸作物課 (03-6744-2113) (1・4の事業)
飼料課 (03-3502-5993) (1・4の事業)
政策統括官付穀物課※ (03-3597-0191) (2の事業)
農村振興局設計課 (03-3502-8695) (3の事業)

※プロジェクトチームの窓口を担当

1. 計画策定に向けた支援

- ：時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業 (11億円の内数)
- ：畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進 (9億円の内数)

支援

水田農業高収益化推進計画 (都道府県)

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割 (国と同様のプロジェクトチームを構築)
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

支援後も計画の実現をフォローアップ

承認支援

策定提出

水田農業高収益化推進プロジェクトチーム (国)

- ：水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成 (3,050億円の内数)

2. 経営転換のインセンティブ付与

3. 生産基盤の整備

- ①：農業競争力強化基盤整備事業 (1,291億円の内数)、農地耕作条件改善事業 (250億円) 等
- ②：水利施設等保全高度化事業 (1,291億円の内数) 「推進計画」に位置付けられた取組を優先採択・配分

4. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業 (11億円)
強い農業・担い手づくり総合支援交付金等 (優先枠：230億円の内数)
- ②：果樹農業生産力増強総合対策のうち未来型果樹農業等推進条件整備 (57億円の内数)
農地耕作条件改善事業のうち未来型産地形成推進条件整備型 (250億円の内数)
- ③：畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進 (9億円の内数)

「推進計画」に位置付けられた取組を優先採択

＜対策のポイント＞

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

＜政策目標＞

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米の生産・販売の実現

＜事業の内容＞

全国事業

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援**します。

産地

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（※）。

- ① 主食用米を翌年から翌々年に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した輸送モデル実証を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

〔業務用米取引セミナー〕



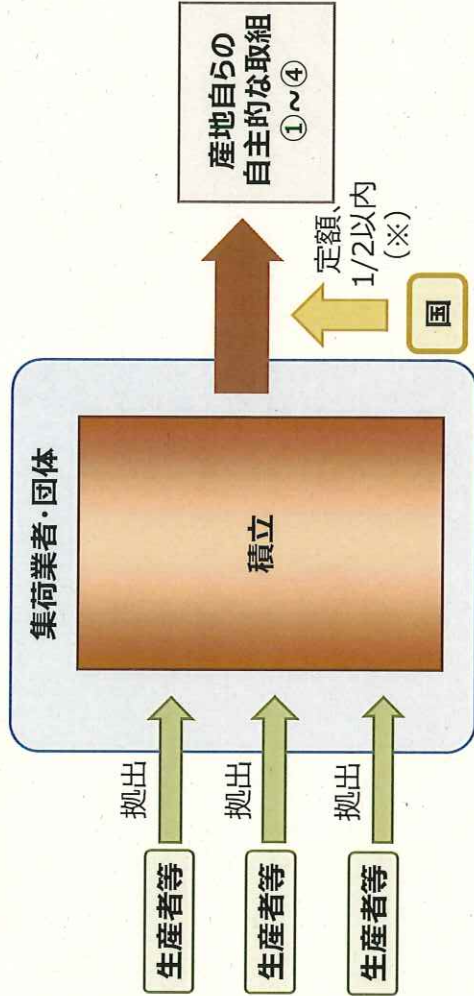
〔展示商談会〕



〔輸出用米商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



（※） 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

【お問い合わせ先】 政策統括官付農産企画課（03-6738-8964）

令和2年産の「備蓄米」の政府買入について

～令和元年産で改善した運用は継続！更に追加で改善！～

備蓄米は、不作により供給が減少する事態等に備えて蓄えておく、国民にとって重要なお米です。

このため、以下のように、産地がより取り組みやすくなるよう元年産で改善した①～③の運用は2年産も継続して実施し、更に新たに④～⑥を追加で改善しています。

① 優先枠の維持（継続）

- ・ 産地は元年産の落札実績を **2年産から4年産まで優先枠として維持**（2年産入札では、原則として第1回～第3回入札まで優先枠を維持）。

これにより、他産地と競合することなく、継続的・安定的に備蓄米に取り組むことが可能。

※ 「優先枠」とは、都道府県別に入札枠を設け、他県と競合することなく優先的に入札できるようにする仕組み。

② 国への引渡開始時期（継続）

- ・ **収穫後、速やかな国への引き渡しが可能**（令和2年9月1日から可能）。

③ 農業者別結び付け要件（農業者別引渡数量報告）の廃止（継続）

- ・ J A等の集荷業者(売渡人)から国に対する備蓄米の**農業者別引渡数量の報告を廃止**。

※ 地域農業再生協議会別の備蓄米の取組面積を把握する必要があることから、地域農業再生協議会別の備蓄米引渡予定数量については報告が必要。

④ 電子入札の実施（新規）

- ・ 令和2年産から**電子入札を実施**。これにより、入札書を提出する時間や費用をかけずに入札への参加が可能。ただし、これまでどおり紙による入札も可能。

⑤ 穀粒判別器により測定した米穀を買入対象に追加（新規）

- ・ 農産物検査規格の要件（品位等級3等以上）に加え、**穀粒判別器を活用した新要件による試験的な買入れを500トン程度実施**。

これにより、従来どおりの農産物検査証明を受けた米穀のほか、新要件（穀粒判別器の測定結果）による米穀の国への売り渡しが可能。

⑥ 備蓄米もナラシ対策の対象（新規）

- ・ 産地からの要望に応じ、令和2年産から**主食用米と同様に備蓄米もナラシ対策の対象**。

令和 2 年産備蓄米の政府買入予定数量

備蓄米の政府買入予定数量	20万7千トン
うちCPTPP分	7千トン

(単位：トン)

都道府県別優先枠(第1回)	185,314
北海道	2,162
青森	27,259
岩手	3,488
宮城	11,600
秋田	21,572
山形	21,291
福島	27,050
茨城	1,103
栃木	7,602
群馬	555
埼玉	463
千葉	3,985
新潟	25,149
富山	12,197
石川	7,849
福井	4,076
長野	1,446
岐阜	435
静岡	20
愛知	846
三重	270
滋賀	1,342
鳥取	400
島根	130
岡山	977
広島	20
徳島	1,182
高知	10
福岡	264
佐賀	220
長崎	10
熊本	247
大分	94
一般枠(指定なし)	21,686

収入保険制度の実施

【令和2年度予算概算要求額 14,912 (20,609) 百万円】

＜対策のポイント＞

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を実施します。

＜政策目標＞

- 法人経営体数を5万人に増加 [令和5年まで]
- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

＜事業の内容＞

1. 農業経営収入保険料国庫負担金 4,028 (2,660) 百万円

- 保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金 9,026 (16,326) 百万円

- 積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,285 (1,623) 百万円

- 収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会(全国連合会)に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費(人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等)の1/2以内を国が負担します。

4. 収入保険加入推進支援事業 342 (-) 百万円

- 全国連合会の業務委託先が、JA、農業会議、直売所、加工业者などと連携した推進体制の下で取り組み加入推進活動を支援します。

5. 共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業 230 (-) 百万円

- 農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請等ができるよう、全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援します。

＜事業の流れ＞



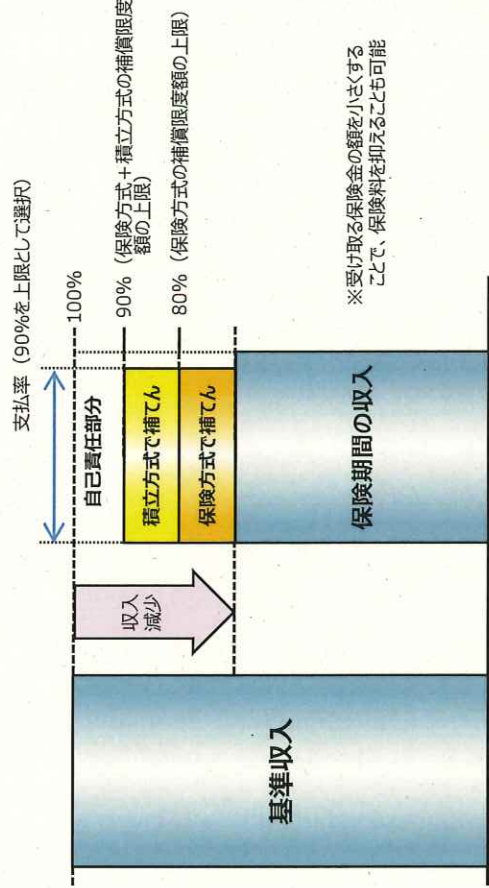
＜事業イメージ＞

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者(個人・法人)を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)について、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てとしない積立方式(特約補てん金)」の組合せで補てんします。



※受け取る保険金の額を小さくすることで、保険料を抑えることも可能

過去5年間の平均収入(5中5)を基本規模拡大など、保険期間の営業計画も考慮して設定

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合